

大津市幼児2人同乗用電動自転車購入費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高い安全性を備えた幼児2人同乗用の電動自転車を購入する者に対し、予算の範囲内においてその購入に要する経費の一部を助成し、もって自転車に幼児を同乗させて道路を通行する場合における運転者及び幼児の安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「幼児2人同乗用電動自転車」とは、幼児2人同乗用自転車（滋賀県道路交通法施行細則（昭和53年滋賀県公安委員会規則第2号）第12条第1号に規定する幼児2人同乗用自転車をいう。）に該当する電動自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車のうち、人の力を補うため原動機を用いるものであって同号に規定する内閣府令で定める基準を満たすものをいう。）であって、一般社団法人自転車協会が定める自転車安全基準に適合していることを表示するBAAマーク及び幼児2人同乗基準適合車マークが貼付されているものをいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による幼児2人同乗用電動自転車購入費助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 本市に住所を有する者であること。
- (2) 当該幼児2人同乗用電動自転車を購入した日において満16歳以上の者であること。
- (3) 納期限の到来している大津市税を滞納していない者であること。
- (4) 自転車損害賠償保険等（自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。以下同じ。）に加入している者であること。
- (5) 当該幼児2人同乗用電動自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けている者であること。
- (6) 過去にこの要綱による助成金の交付を受けたことのない者であること。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第7条第1項の規定による決定を受けた日の属する年度に市内の販売店において助成対象者が購入した次に掲げる物品（中古品又は転売品を除く。）の購入（幼児用座席の取り付けに係る費用を含む。）に要する経費とする。

- (1) 幼児2人同乗用電動自転車
- (2) 幼児用座席。ただし、幼児2人同乗用電動自転車の購入に合わせて購入する場合に限る。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象者が負担した助成対象経費に相当する額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、20,000円を限度とする。

（事前申込み）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、大津市幼児2人同乗用電動自転車購入費助成金交付事前申込書（様式第1号）により、市長が別に定める受付期間内に申し込まなければならない。

（申請予定者の決定等）

第7条 市長は、前条の受付期間の満了後に、同条の規定による申込み（以下「事前申込み」という。）を受け付けた者のうちから申請内容が適正であると認めるものを、助成金の交付の申請を行うことができる者（以下「申請予定者」という。）として決定するものとする。ただし、当該受付期間中に事前申込みのあった助成金の交付予定額の合計額が当該年度の予算の額を超過した場合は、事前申込みの内容が適正であると認めた者のうちから抽選により申請予定者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請予定者を決定したときは、事前申込みを行った者全てに対して文書によりその結果を通知するものとする。

（交付申請書）

第8条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市幼児2人同乗用電動自転車購入費助成金交付申請書兼請求書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）とする。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 購入者の氏名並びに幼児2人同乗用電動自転車の購入日、品名及び販売店の名称並びに交付申請を行う者（以下「申請者」という。）が負担した助成対象経費の内訳が確認できる書類
- (2) 保証書その他幼児2人同乗用電動自転車の型番が確認できる書類
- (3) 申請者の住所及び年齢が確認できる書類
- (4) 申請者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できる書類
- (5) 当該幼児2人同乗用電動自転車について、申請者が防犯登録を受けていることを確認できる書類
- (6) 助成金の振込先口座を確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

（決定通知書）

第9条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市幼児2人同乗用電動自転車購入費助成金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市幼児2人同乗用電動自転車購入費助成

金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（実績報告及び助成金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定にかかわらず、助成金に係る実績の報告は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第15条の規定にかかわらず、助成金の額は、前条第1項の規定により通知した額で確定するものとする。

（交付請求書）

第11条 規則第18条の規定にかかわらず、助成金の交付の請求は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

（取消通知書）

第12条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市幼児2人同乗用電動自転車購入費助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

（返還通知書）

第13条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市幼児2人同乗用電動自転車購入費助成金返還通知書（様式第6号）により行うものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。